

忠岡町タブレット端末等及びモバイルルーター貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、忠岡町立小・中学校に在籍する児童生徒（以下「児童等」という。）が、教育委員会（以下「委員会」という。）及び在籍する学校等が発信する情報を遅延なく取得できる状況を整備するために必要となるタブレット端末等（以下「端末等」という。）及びモバイルルーター（以下「ルーター」という。）を必要な児童等に貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 インターネット環境が整備されている家庭の児童等については、端末等を貸し付ける。

2 インターネット環境が整備されていない家庭の児童等については、端末等及びルーターを貸し付ける。

3 前2項の規定にかかわらず、ルーターの貸付は、次の各号の順とする。

（1）生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯の児童等

（2）前号に定めるもののほか、委員会が必要と認める環境が整備されていない児童等

4 委員会が貸出したルーターに係る通信料（データ通信料30GB）は、町負担とする。

（端末等）

第3条 貸出端末等は、委員会が指定したものとする。

2 付属品等は、貸出端末以外の機器に使用することはできない。

（貸出期間及び費用）

第4条 端末等の貸出期間は、原則、小・中学校それぞれ在学中とする。

2 端末等の貸与を受けた児童等及びその保護者（以下「借受人」という。）は、端末等を借入れる際、「忠岡町タブレット端末等借用申込書」（様式第1号）、「忠岡町モバイルルーター借用申込書」（様式第1-2号）を提出しなければならない。

3 端末等の貸出しは、無料とする。

4 委員会が貸出した端末等に係る通信料及びアプリストア等の利用に係る料金は、借受人が負担するものとする。

（貸出しの条件）

第5条 借受人は、端末等の使用方法及び取扱いについて委員会及び学校の指導に従い、使用しなければならない。

2 借受人は、端末等を利用する権利を他人へ譲渡、転貸、もしくは営利目的の活動に使用してはならない。

（使用許可の取消等）

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）故障により使用できなくなったとき。

(3) その他委員会が使用を不相当と認めるとき。

(損害賠償等)

第7条 借受人は、端末等を棄損・遺失・汚損等した場合は、直ちに学校へ連絡し、「忠岡町タブレット端末等棄損・遺失・汚損等届」(様式第2号)を委員会へ提出しなければならない。

2 借受人は、その責に帰すべき事由により、端末等を紛失し、又は破損したときは、当該端末等の修理に要する費用を負担しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

3 端末等の使用に伴い発生した損害については、借受人が負担するものとする。

(返却)

第8条 借受人は、貸出期間内に転出したとき、又はインターネット環境を自身で整備したとき、又は、端末等の貸出期間が終了したときは、速やかに端末等を学校又は委員会に返却しなければならない。

2 委員会から特に返却の要請があった場合は、貸付期間にかかわらず、速やかに端末等を返却しなければならない。

3 学校は、第1項の規定により端末等の返却を受けたときは、端末等が正常に動作することを確認するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月11日から施行する。